

## 地域サポート施設認定事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、高齢者等の地域住民の福祉ニーズが多様化している中、高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人が社会福祉事業に係る福祉サービスを提供するとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することが期待されていることを踏まえ、社会福祉法人がその本旨に沿って、地域の福祉拠点として自ら持つ人材、施設、設備などを活用し、地域住民のニーズに応じた「地域における公益的な取組」をより円滑に実施することを推進し、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

### (地域サポート施設)

第2条 地域サポート施設とは、日常生活の継続した支援が必要な地域住民のため、社会福祉法第24条第2項の「地域における公益的な取組」に該当する次に掲げる事業を実施する社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業所、老人デイサービスを提供する事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）であって、知事の認定を受けたものをいう。

- ① 会食、配食、食材配達等の食生活の支援
- ② 高齢者等の移動・外出の支援
- ③ 高齢者等の状況・ニーズに応じたきめ細やかな見守り
- ④ 介護者への支援
- ⑤ 介護予防など高齢者等の健康を維持するための拠点の運営
- ⑥ その他地域ニーズに応じた地域住民等との連携・協働による取組

### (認定の申請)

第3条 地域サポート施設の認定を受けようとする社会福祉法人は、地域住民のニーズに応じた取組を推進するため、その認定を受けようとする「地域における公益的な取組」の事業内容について、事業の実施地区を所管する地域包括支援センター及び市町社会福祉協議会等と事前に意見交換するとともに、市町その他の関係機関にあらかじめ説明を行い、連携体制を整備した上で、「地域サポート施設認定申請書」（様式第1号）及び「事業計画書」（様式第2号）を作成し、その他の必要な書類とともに、知事に申請する。

2 前項の事業計画書は、毎年度作成し、知事に提出するものとする。

### (審査)

第4条 別に定める審査会において、申請に係る書類の審査を行う。

### (認定)

第5条 審査会において、地域サポート施設と認めるに相応しいと決定した場

合は、知事がこれを認定する。

(認定証の交付)

第6条 知事は、前条の規定により、認定した特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人に対し、認定証（様式第3号）を交付する。

(事業の実施)

第7条 認定を受けた社会福祉法人は、地域住民のニーズの変化、地域団体等の活動状況等の把握に努めることとし、事業計画書に無い取組みを行うことを妨げるものではない。

2 第3条第2項に定める事業計画書は、県が定める日までに事業の実施地区を所管する地域包括支援センター及び市町社会福祉協議会等と次年度の事業内容について意見交換するとともに市町その他の関係機関に説明を行った上で、「次年度事業計画書」（様式第4号：地域サポート施設認定事業実績報告書及び次年度事業計画書）を作成し、その他の必要な書類とともに、知事に提出する。

(実績報告)

第8条 認定を受けた社会福祉法人は、県が定める日までに、前年度の実績に係る実績報告書（様式第4号：地域サポート施設認定事業実績報告書及び次年度事業計画書）を知事に提出する。

2 前項の実績報告書の提出にあたっては、事業の実施地区を所管する地域包括支援センター及び市町社会福祉協議会等と事前に意見交換するとともに、市町その他の関係機関にあらかじめ説明を行うこととする。

3 ただし、第7条2項に規定する意見交換及び説明を実施する場において、併せて前項に規定する意見交換及び説明の実施を妨げるものではない。

(事業の公表)

第9条 認定を受けた社会福祉法人等は、事業終了後、広報誌、ホームページ等による広報、地域住民を対象とした行事での周知等の多様な手段を用いて、その事業内容及び成果を公表することとする。

(認定の取消)

第10条 審査会は、事業を今後継続して実施できない場合又は認定を受けた特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人がその実績等に照らし、認定を続けることが不相当と認めるときは、認定を取り消すことができる。

2 前項に規定する認定の取消を受けた社会福祉法人は、速やかに認定証を知事に返納しなければならない。

(名称)

第11条 認定を受けた特別養護老人ホーム等以外の特別養護老人ホーム等は、

兵庫県において、地域サポート施設と称してはならない。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。